

第 167 回：小規模企業共済制度

小規模企業共済という制度をご存知でしょうか？名前の通り共済制度なのですが、所得税の節税効果が非常に高い制度となっております。

■小規模企業共済制度とは

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、小規模企業の個人事業主や法人の役員を対象とし、廃業、会社等の解散、第一線を退いたときにそれまでの積み立ての掛金に応じた共済金を受け取る事ができる共済制度です。

■小規模企業共済の特徴について

掛金月額は、1,000円～7万円の範囲内（500円単位）で自由に選ぶことができます。加入後も掛金月額は増額・減額することができます。（ただし、減額には一定の要件※1が必要です。）

また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます！

月々の掛金は、その年中に支払った全額が年末調整または確定申告で「小規模企業共済等掛金控除」として、課税される所得金額※2より控除できます。

また掛金の一年以内の前納も可能なので、節税対策にも有効です！

課税される所得金額が330万円、掛金を月3万円の積み立てている方で年間、所得税と住民税を合わせておよそ72,000円の節税効果があります。（下記表参照）

【節税額一覧表】

課税される所得金額	加入前 (①)	加入後 (②)		節税額 (①-②)	
	所得税+住民税	掛金月 1万円	掛金月 3万円	掛金月 1万円	掛金月 3万円
195万円	296,500円	278,500円	242,500円	18,000円	54,000円
330万円	566,500円	542,500円	494,500円	24,000円	72,000円
695万円	1,661,500円	1,625,500円	1,553,500円	36,000円	108,000円

■共済金の受け取りと税法上の取り扱い

小規模企業共済には満期はなく、それぞれ以下の事由が生じた場合に受け取れます。

- ①個人事業主…事業の廃止、死亡など
- ②会社等役員…会社の解散、会社等役員の退任、死亡など
- ③共同経営者…個人事業主の廃業に伴う退任など

また、共済金の受け取り方には、「一括」、「分割」「一括と分割の併用」があり、そのいずれかを選択することができます。一括受取りによる共済金は、税法上、退職所得扱いになり、分割受取りによる共済金は、公的年金等の雑所得扱いになり確定申告が必要です。

【例】受取事由：個人事業主で事業を廃止し、共済金の一括受取りを選択した場合（退職所得扱い）

掛金：月1万円

掛金納付年数	掛金合計額	受け取れる共済金 A※3	受け取れる共済金 B※4
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
20年	2,400,000円	2,786,400円	1,940,400円

(注) 掛金が月3万円の場合の試算は、上表の金額の3倍になります。

■事業資金の借入れも可能！

小規模企業共済では、積み立てた掛金に応じて低金利の貸付制度の利用もできます。「無担保・無保証人・低金利」と金融機関等の一般の貸付制度と比較すると非常に条件が良いです。万が一、積立期間中に、急な資金が必要になった場合などは、まずこの制度の利用を検討してみてもはいかがでしょうか。

■ご注意事項（デメリット）

小規模企業共済は1年未満で解約すると掛け捨てになり、20年未満で解約すると共済金は元本割れ※5してしまいます。資金繰りなどを考慮し、無理のない金額でのご加入をお勧め致します。

デメリットも少なく、節税効果も高い小規模企業共済制度を有効に活用し、この機会に加入を検討されてみてはいかがでしょうか。

当事務所でも「小規模企業共済」の加入手続きが可能ですので、詳しく内容を知りたい方や加入をご希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい。

※1

掛金は、以下のいずれかに該当した場合に、掛金月額を500円単位で最低1,000円まで減額することができます。

- ①売上減少、支出増加などにより事業経営の著しい悪化が見込まれるとき
- ②病気または怪我により払込の継続が著しく困難であると認められたとき
- ③危急な費用の支出により払込の継続が著しく困難であると認められたとき

※2

課税される所得金額とは、その年分の収入金額の合計から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額を言います。（所得税、住民税の課税される所得金額は計算上同一として計算しております。）

※3

共済金 A (A 共済事由) : 個人事業の廃止、個人事業主の死亡、会社の解散など

※4

共済金 B (B 共済事由) : 高齢給付 (65歳以上で180ヶ月以上掛金を納付した方に限る)、会社役員の疾病・負傷・65歳以上での退任、会社役員の死亡など

※5

掛金納付月数に応じて、掛金合計額の最低80%相当額が受け取れます。